

5/26 (日) 投票時間 7:00 ~ 20:00 静岡県知事選挙



詳しくはこちら

静岡県知事選挙は、5/9 (木)告示、5/26 (日)投票です。皆さんの1票はこれからの静岡県を左右する大切な1票です。明るい未来に向けて私たちの代表を選びましょう。入場券(圧着式封書)に記載されている投票所で投票しましょう。問合先 選挙管理委員会事務局 ☎626-1134

5/10 (金)~25 (土) 期日前投票をご活用ください

投票日当日に仕事などで投票に行けない人は「期日前投票」をすることができます。

投票期間 5/10 (金)~25 (土)

投票所・時間 ●市役所本庁舎1階海街ホール…8:30 ~ 20:00

●市役所大井川庁舎ロビー…8:30 ~ 20:00

●小川地域交流センター…9:00 ~ 20:00



— ID 決済でさらに便利に—

スポーツ施設の予約・支払いが自宅で完結



スポーツ施設の予約・支払いが自宅で完結する「ID 決済」を4月1日(月)から開始しています。

これまで、「公共施設予約システム」サービス利用時の施設使用料については、窓口で納付書を受け取り支払う必要がありましたが、「ID 決済」の利用により、自宅などで簡単に支払いが完結します。ぜひご利用ください。

問合先 ●施設の予約(キャンセル)に関すること

スポーツ課 総合グラウンド管理センター ☎628-5740

●ID 決済に関すること DX 推進課 ☎626-9414



詳しくはこちら

【表】対象施設と決済方法

対象施設 (計 32 施設)	総合体育館、総合グラウンド野球場・陸上競技場・テニスコート、漁船員テニスコート、焼津体育館、大井川体育館、田尻スポーツ広場、飯淵グラウンド、大井川河川敷運動公園、市内小中学校(一部のグラウンド、体育館など)
決済可能種別	PayPay、LINE Pay
決済方法	予約の審査完了後、公共施設予約システムの予約確認画面で、決済方法と決済する予約を選択し、ID 決済のサイトに遷移して決済します。

納税通知書発送・減免申請 軽自動車税(種別割)

納期 5/31(金)

5/8 (水)に納税通知書を発送します。5/31 (金)までに納付してください。また、軽自動車の所有者本人が一定等級以上の身体障害者などである場合、申請により免除になる制度の受け付けを開始します。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。



納付について



減免申請について

【減免申請について】

申請期限 5/31 (金)

申請窓口 ●課税課(市役所本庁舎3階)

●大井川市民サービスセンター(市役所大井川庁舎1階)

問合先 ◇納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147

◇減免申請に関すること…課税課 償却資産・諸税担当 ☎626-1142



■ひきこもり相談 日時 月・水曜日(祝休日を除く) 9:00 ~ 15:00 金曜日(祝休日を除く) 9:00 ~ 12:00(1時間程度) ■心の病気の相談 日時 5/15(水) 13:15 ~ 15:00 ■酒害相談 日時 5/15(水) 13:30 ~ 【共通】会場 藤枝総合庁舎 要予約 予約・問合先 県中部保健所 ☎644-9281

選挙管理委員会委員長が決定

委員改選後の初めての委員会において、委員長選挙が行われ、石川三夫さん(再任)が委員長に決定しました。

また、委員長の職務代理者に、鈴木孝治さん(再任)が指名されました。

ともに任期は、令和10年3月29日までです。

問合先 選挙管理委員会事務局

☎626-1134



石川三夫委員長

『大井川東自治会』誕生

同じ小学校区の「崇高」「上小杉」「藤守」「下小杉」の4つの自治会が統合し、4月から『大井川東自治会』として、スタートしました。

統合前の4つの自治会は、新たに「区」として位置づけられ、今までどおり継続して地域活動を行います。

問合先 総務課 ☎626-2144



大井川東自治会長 山名 誠

~民生委員・児童委員~

私たちは地域の相談役です

5/12 (日)は民生委員・児童委員の日です。この機会に民生委員・児童委員の存在を知っていただき、困ったことがあったときには、一人で悩まず気軽にご相談ください。

問合先 地域福祉課 ☎631-5530

■民生委員・児童委員はどんな人?

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に市民の皆さんの立場で相談に応じ、必要な支援を行う地域福祉活動の担い手です。主任児童委員は、子どもに関する相談支援を専門に行います。

任期は3年で、焼津市では、現在251人の民生委員・児童委員が活動しています。

■安心してご相談ください

民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが民生委員法で義務付けられています。相談の秘密は守られます。気軽に相談してください。



詳しくはこちら

納税通知書を発送 固定資産税・都市計画税

納期 6/5(水)

● 固定資産税・都市計画税納税通知書を発送しました。納税通知書が届きましたら、納税義務者や税額など内容を確認し、第1期分を6/5(水)までに納付してください。

● 対象 市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している人

第1期納期 6/5 (水)

問合先 ◇課税に関すること…課税課

●土地担当 ☎626-1149 ●家屋担当 ☎626-2150

●償却資産・諸税担当 ☎626-1142

◇納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147



納付について

地震から未来を守る耐震化



市ホームページ

地震による倒壊などから被害の軽減を図るために、地震の際に危険となりうる建築物やブロック塀などの耐震化に対して支援します。

申請・問合先 ■生け垣づくり補助事業 都市整備課 ☎626-2165

■空き家の解体費用の助成 建築住宅課 住宅担当 ☎626-2163

■上記以外の事業 建築住宅課 建築指導担当 ☎626-2169

木造住宅の耐震化

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

昭和56年5月31日以前に建築した、または工事中であった木造住宅の所有者が対象です。

■わが家の専門家診断(令和6年度終了予定)

市から専門家(市内の建築士・大工など)を派遣し、無料で耐震診断を行います。

■住宅耐震化相談支援事業

「わが家の専門家診断」をし、補強工事を行っていない所有者の自宅に相談員(専門家)が訪問し、耐震補強に関する疑問に無料で答えます。

■補強工事(補強計画一体型)(令和7年度終了予定)

耐震診断の結果が1.0点未満(倒壊の可能性がある)を1.0点以上(倒壊しない程度)へ補強する設計と補強工事を一体で行う事業に対する補助です。ただし、点数が0.3点以上向上するものが対象です。補助額 ●高齢者のみの世帯、障害などを持つ人がいる世帯…工事費の8割以内で上限120万円

●それ以外の一般の世帯…工事費の8割以内で上限100万円

■住宅・建築物耐震改修等事業(令和7年度終了予定)

密集住宅市街地(「本町~小川新町地区」、「石津浜周辺」)にある木造住宅の除却工事に対する補助です。ただし、耐震診断の結果が0.7点未満のものが対象です。

補助率 工事費用または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額の23%以内

補助額 上限40万円

■耐震シェルター等整備事業(今年度から開始)

耐震シェルターまたは防災ベッドなどのいずれか1台を設置することに要する経費の補助です。

対象 耐震診断の結果が1.0点未満(倒壊の可能性がある)で、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯または障害者のみの世帯等が居住する住宅

補助額 上限55万円(設置費用に対して上限50万円、床下工事が必要な場合には、5万円を上限に上乗せ)



安全なまちづくり

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

■ブロック塀等撤去事業

通学路や緊急輸送路、避難経路沿いにある倒壊や転倒の危険性があるブロック塀など(道路からの高さが60センチを超えるもの)の所有者が行う撤去工事に対する補助です。

補助率 工事費用または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額の3分の2以内

補助額 上限20万円

■空き家の解体費用の助成

対象 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で空き家になって5年以上経過したものなど

※詳しくは問い合わせください。

補助率 補助対象経費の3分の1以内の額

補助額 上限30万円

■生け垣づくり補助事業

対象 延長2メートル以上に樹木の本数が1メートル当たり2本以上で、外部から見える樹木の高さが0.8メートル以上である生け垣の新設工事(建築後退線より宅地側に作ること)

補助率 生け垣設置にかかる樹木購入費と工事費用の2分の1以内、または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額

補助額 上限5万円



省エネ性能向上

■省エネ住宅普及推進事業

耐震性が確保されている既存戸建住宅に対する省エネ基準を満たす窓・屋根などの断熱改修工事やそれらに併せて行う設備の効率化に関わる工事費の補助です。

補助率 工事費用または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額の23%以内

補助額 上限76万6千円

5月は「消費者月間」です 「デジタル時代に求められる消費力とは」

毎年5月は全国一斉の「消費者月間」です。消費者・事業者・行政が一体となって、消費生活に関する啓発・教育の取り組みを行っています。消費生活センターでは、消費生活相談員が商品やサービスの契約、訪問販売などのトラブルの相談に応じます。一人で悩まず気軽に相談してください。受付日時 月~金曜日 9:00 ~ 16:00(祝休日、年末年始を除く) 場所 市民相談室(市役所本庁舎3階) ※来庁前に電話で相談してください。 問合先 市消費生活センター ☎626-1147

自立した消費者になるために5つのポイント

消費生活センターでは、昨年度約960件の消費生活相談を受けました。販売方法が多様化し、情報が氾濫する中で、消費者が被害に遭うケースも多くなっています。被害に遭わないように、日ごろから次の点に気を付けましょう。

- 自分で理解し、納得していますか
- 一人で決めずに話し合ってから
- 口先の甘い言葉にご用心
- クーリング・オフを活用しましょう
- 断るときはきっぱりと

18歳から大人。契約トラブルにご注意を

成人年齢が引き下げられ、18歳以上であれば親の同意がなくても契約できるようになる反面、自分で結んだ契約に対しては責任を負わなければなりません。安易に契約を結んでトラブルに巻き込まれないよう、注意が必要です。

【表】相談事例と防止のポイント

相談事例	内容	防止のポイント
エステ契約	低価格の広告を見て行ったのに高額なコースに勧誘させられた	●低価格の広告をうのみにしないでください ●強引に勧誘されても慎重に検討しましょう
副業	チャットで相談にのるだけのアルバイトで次々と手数料を支払われた	●簡単に稼げるうまい話はありません ●「手数料」「登録料」には注意しましょう

■「出前講座」をご利用ください

消費生活相談員が地域へ出向き、最新の相談事例などを分かりやすくお話しします。詳しくは、問い合わせください。

問合先 ぐらし安全課 ☎626-1131



■エイズ・梅毒・肝炎検査(即日検査・要予約・匿名) 日時 5/9(水) 18:00 ~ 19:30、5/23(水) 9:15 ~ 11:00 会場 藤枝総合庁舎別館2階 問合先 県中部保健所 ☎644-9273